

# 公益財団法人 岩手県対がん協会

## 奨学金のご案内

当協会は、岩手県最大のがん検診専門機関として、がんなどの生活習慣病を早期に発見し治療するために、各種のがん検診や生活習慣病予防健診を実施しています。

検診(健診)事業は、いろいろな職種の職員が協力して実施しています。

この奨学金は、当協会の検診(健診)事業に従事する医療技術者(診療放射線技師・臨床検査技師・保健師・看護師)を目指す皆さんの修学を援助し、育成を図ることを目的に創設されました。

将来、当協会の実施するがん検診・生活習慣病予防健診などの医療技術者の業務に従事し、岩手県民の健康を守るための力となっただけの方を募集いたします。

# 岩手県対がん協会の奨学金制度

## 奨学金の対象となる人

- ① 診療放射線技師、臨床検査技師、保健師、看護師の各免許を取得するための学校に在学している人
- ② 将来、当協会が実施するがん検診や生活習慣病予防健診などの医療技術者の業務に従事しようと考えている人

の両方に該当する人が対象となります。

## 奨学金の種類

貸与型の奨学金です。ですから、原則的に返還していただくものです。(利息はありません。)

ただし、当協会の実施するがん検診や生活習慣病予防健診などの業務に従事した場合、従事した期間に応じた返還額が免除されます。

## 奨学金の貸与額

月額 51,000 円です。

## 奨学金の貸与期間

奨学金の貸与が決定されてから、学校を卒業するまでの期間、貸与します。

ただし、在学している学校の正規の修学年限(大学は4年、専門学校は3年)が限度となります。

また、卒業のほかに、在学している学校を退学したときや成績が著しく不良で修学の見込みがないと認められたときに貸与は終了します。

## 返還と返還免除について

貸与を受けた期間の2倍に相当する期間内に、分割または一括で返還していただきます。返還方法・期間・金額などの返還条件は、貸与終了時に決定いたします。

例えば、最長の返還期間では、4年間貸与を受けたとき、分割の場合 25,500 円を8年間で返還していただきます。

なお、当協会の医療技術職員として、がん検診や生活習慣病予防健診などの業務に従事した場合は、従事した期間に応じて貸与金の返還が免除されます。

貸与金全額の返還免除には、貸与期間の2倍の従事期間が必要です。従事期間が貸与期間の2倍に満たない場合は、不足する期間に応じて貸与金を返還していただきます。また、当協会の医療技術職員になる以前に返還した貸与金は、返還免除の対象になりません。

## 申し込みについて

以下の書類を提出してください。

- ① 申請書 当協会のホームページからダウンロードするか、電話で連絡をいただければ送付いたします。
- ② 在学証明書 学校から取り寄せてください。
- ③ 健康診断書 健康診断結果の写しで構いません。
- ④ 住民票の写し
- ⑤ 推薦書 学校の奨学金窓口にて、当協会の推薦書様式を持って行って申し出てください。

そのほかに、必要に応じて、提出をしていただく書類がある場合は、ご連絡いたします。

### 【申込み先・問合せ先】

〒028-3609 岩手県紫波郡矢巾町医大通 2-1-6  
公益財団法人 岩手県対がん協会 総務課  
☎ 019(618)0150  
✉ soumu@i-taigan.jp

## 修学資金貸与制度(奨学金制度)の流れ

当協会の修学資金貸与制度(奨学金制度)のおおまかな流れは以下のとおりです。

### 申込み

申請書を提出

### 選考

申請内容を審査し、採用者を決定

### 貸与開始

修学資金(奨学金)振込み開始

### 貸与終了

大学・専門学校の卒業で、  
貸与が終了

### 返済

岩手県対がん協会の  
業務に従事した場合

岩手県対がん協会の業務  
に従事しない場合

返済猶予

返済  
(分割返済か一括返済)

### 返済完了

返済免除による完了  
(貸与期間の2倍の従事期間)

返済による完了

# 規程・書類様式

公益財団法人 岩手県対がん協会 修学資金貸与規程

## (目的)

第1条 この規程は、診療放射線技師、臨床検査技師及び看護職員（以下「医療技術職員」という。）の養成施設に在学する者に対し、修学資金を貸与することにより、これらの者の修学を容易にし、がん検診等に係る医療技術職員の確保及び資質の向上を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- ① 診療放射線技師 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)に規定する放射線技師をいう。
- ② 臨床検査技師 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)に規定する臨床検査技師をいう。
- ③ 看護職員 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に規定する保健師、看護師をいう。
- ④ 養成施設
  - ア 診療放射線技師法第20条第1号に規定する文部科学大臣が指定した学校、または都道府県知事が指定した診療放射線技師養成所
  - イ 臨床検査技師等に関する法律第15条第1号に規定する文部科学大臣が指定した学校、または都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所
  - ウ 保健師助産師看護師法第19条第1号または第2号に規定する文部科学大臣が指定した学校、または都道府県知事が指定した保健師養成所
  - エ 保健師助産師看護師法第21条第1号または第3号に規定する文部科学大臣が指定した学校、または都道府県知事が指定した看護師養成所

## (貸与)

第3条 修学資金は、養成施設に現に在学している者または養成施設に入学する者で将来がん検診等に係る医療技術職員の業務に従事しようとする者の申請に基づき、その者に、公益財団法人岩手県対がん協会（以下「協会」という。）が選考により貸与する。

2 前項の規定により修学資金の貸与を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、修学資金貸与申請書(様式1)に、次の書類を添付して、協会に提出しなければならない。

- ① 在学証明書
- ② 健康診断書
- ③ 申請者の住民票の写し
- ④ 現に在学している養成施設等の長の学業及び人物についての所見を記載した推薦書(様式2)
- ⑤ その他協会が必要と認めた書類

## (保証人)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者は、保証人2人を立てなければならない。

2 前項に規定する保証人のうち1人は、申請者の父、母、親権者または後見人でなければならない。ただし、これらの者がいない場合は、この限りではない。

3 第1項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者（以下「借受者」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

## (貸与の決定)

第5条 協会は、第3条第2項の修学資金貸与申請書を受理したときは、その内容を審査し、修学資金の貸与の有無を決定し、当該申請者に審査結果を通知するものとする。

2 前項の規定による修学資金の貸与決定の通知を受けた者は、その通知を受けた日から20日以内に、誓約書(様式3)を協会に提出し

なければならない。

## (貸与金額)

第6条 修学資金の貸与金額は、月額51,000円とする。

## (貸与の方法)

第7条 修学資金は、貸与を開始した月から借受者が養成施設を卒業するまでの間における養成施設の正規の修学年限を超えない期間、毎月貸与するものとする。ただし、特別な理由があるときは、あらかじめ2月分または3月分をあわせて貸与することができる。

2 前項ただし書きによる貸与（以下「特別貸与」という。）を受けようとする者は、修学資金特別貸与申請書(様式4)を協会に提出しなければならない。

3 協会は、前項の修学資金特別貸与申請書を受理したときは、その内容を審査し、特別貸与の有無を決定し、当該申請者に審査結果を通知するものとする。

## (貸与の廃止)

第8条 協会は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与を廃止するものとする。

- ① 退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ⑤ 死亡したとき。
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

## (貸与の休止)

第9条 協会は、借受者が休学し、または停学の処分を受けたときは、休学した日または停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から、復学した日の属する月の分まで、修学資金の貸与を休止するものとする。これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該借受者が復学した日の属する月の翌月以降の分として貸与されたものとみなす。

## (償還)

第10条 養成施設に在学している期間に貸与を受けた修学資金は、借受者に次の各号のいずれかに該当する理由が生じた場合には、その理由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間（前条の規定により修学資金の貸与が休止された期間を除く。以下同じ。）の2倍に相当する期間（第12条第1項各号及び第2項各号の規定により償還債務の履行を猶予された期間があるときは、この期間と当該猶予された期間を合わせた期間）内に償還しなければならない。

- ① 第7条に規定する修学資金の貸与が完了したとき。
- ② 第8条の規定により修学資金の貸与が廃止されたとき。
- ③ 第12条第1項各号及び第2項各号の規定による修学資金の償還債務の履行の猶予期間が満了したとき。

2 修学資金は無利息とする。

3 借受者は、正当な理由がなくて修学資金を償還すべき日までに償還しなかったときは、当該償還すべき日の翌日から償還の日までの日数に応じ、償還すべき額につき年5%の割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

4 前項の遅延利息の金額が1,000円未満のときは、その全額を切り捨てる。1,000円以上のときは、100円未満の端数金額を切り捨てる。

5 修学資金の償還方法は、一括または月賦の償還とする。

6 第1項各号に掲げる理由により修学資金の償還債務を履行しようとする者は、当該理由が生じた日から20日以内に、修学資金償還誓約書(様式5)を協会に提出しなければならない。

7 前項の規定により修学資金償還誓約書を提出した者が、修学資金の償還方法または償還額を変更しようとするときは、修学資金償

還方法等変更申請書(様式6)を協会に提出して、承認を得なければならない。

#### (償還の免除)

第11条 協会は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金のうち履行期限が到来していない償還債務について、当該各号に定める額を免除することができる。

- ① 当協会の医療技術職員の業務に従事した期間(以下「協会業務従事期間」という。)があるときは、勤務成績良好と認められる協会業務従事期間の2分の1に相当する期間に応じた貸与額の全部
  - ② 養成施設に在学中または医療技術職員の職に就業しているときに、死亡し、または心身の故障のために修学資金の償還が困難となったときは、償還債務の額の全部または一部
- 2 前項第1号の規定による協会業務従事期間の計算については、月数によるものとし、1月の所定労働時間の実績が、就業規程に定める所定労働時間の2週間分未満のときは0.5月、2週間分以上のときは1月として計算する。
- 3 第1項の規定による償還債務の免除を受けようとする者は、当該理由の発生した日から20日以内に、修学資金償還免除申請書(様式7)に、次の書類を添付して、協会に提出しなければならない。
- ① 第1項第1号に該当するとき 修学資金償還明細書(様式8)(償還債務免除後も償還債務に残額が生じる場合に限る。)
  - ② 第1項第2号に該当するとき 死亡診断書または心身の故障を証する診断書及び修学資金償還明細書(様式8)(償還債務免除後も償還債務に残額が生じる場合に限る。)
- 4 協会は、修学資金償還免除申請書を受理したときは、その内容を審査し、修学資金の償還免除の有無を決定し、当該申請者に審査結果を通知するものとする。

#### (償還の猶予)

第12条 協会は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する間、修学資金の償還債務の履行を猶予するものとする。

- ① 修学資金の貸与が廃止された後も引き続き修学資金貸与時に在学していた養成施設(以下「貸与時在学養成施設」という。)に在学しているとき。ただし、当該養成施設の正規の修学年限以内に限る。
  - ② 貸与時在学養成施設卒業後さらに他種の養成施設または大学院修士課程に在学しているとき。ただし、その養成施設または大学院修士課程の正規の修学年限以内に限る。
  - ③ 貸与時在学養成施設で習得した技術に関する免許を取得しようとしているとき。ただし、当該養成施設卒業後1年以内に限る。
- 2 協会は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する間、修学資金の償還債務の履行を猶予することができる。
- ① 当協会の医療技術職員の業務に従事しているとき。
  - ② 病気、負傷その他やむを得ない理由があるとき。
- 3 第1項及び第2項の規定による償還債務の履行の猶予を受けようとする者は、当該理由の発生した日から20日以内に、修学資金償還猶予申請書(様式9)に、次の書類を添付して、協会に提出しなければならない。
- ① 第1項第1号及び第2号に該当するとき 在学証明書
  - ② 第1項第3号に該当するとき 受験願書の写し
  - ③ 第2項第1号に該当するとき 在職証明書または辞令書
  - ④ 第2項第2号に該当するとき 心身の故障を証する診断書
- 4 協会は、修学資金償還猶予申請書を受理したときは、その内容を審査し、修学資金の償還猶予の有無を決定し、当該申請者に審査結果を通知するものとする。

#### (学業等状況証明書)

第13条 借受者は、修学資金の貸与を受けた翌年から貸与が完了するまでの間、毎年4月20日までに、次の各号の書類を協会に提出しなければならない。

- ① 在学証明書
- ② 当該年度の成績を証する書類

#### (届出)

第14条 借受者は、修学資金の貸与を辞退するときは、修学資金貸与辞退届(様式10)を協会に提出しなければならない。

- 2 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を協会に届け出なければならない。この場合において、第2号から第6号に該当するときは、その旨を証する養成施設の長の書類を添付しなければならない。
- ① 氏名または住所を変更したとき。
  - ② 退学したとき。
  - ③ 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
  - ④ 休学し、または停学の処分を受けたとき。
  - ⑤ 復学したとき。
  - ⑥ 卒業したとき。
  - ⑦ 保証人の氏名、住所、本籍または職業に変更があったとき。
  - ⑧ 国家免許を取得したとき。
  - ⑨ 当協会の実施する事業に従事したとき
  - ⑩ 当協会の実施する事業に従事しなくなったとき
  - ⑪ その他協会が、届出が必要であるとする事由が生じたとき。
- 3 保証人は、借受人が病気その他やむを得ない理由により前第2項の届出をなさないときは、借受人に代わってこれを届け出なければならない。
- 4 保証人は、借受人が死亡したときは、直ちに死亡届(様式11)に死亡診断書または借受人の除籍謄本を添付し、協会に届け出なければならない。
- 5 借受人は、保証人の死亡、破産手続開始の決定等により保証人を変更するときは、連帯保証人変更届(様式12)を協会に提出しなければならない。

#### (貸与の管理)

第15条 協会は、修学資金の貸与を行ったときは、借受人ごとに書類を保存し管理する。

## 修学資金貸与申請書

公益財団法人岩手県対がん協会 理事長 殿

以下のとおり、修学資金の貸与を申請します。

申請日		令和 年 月 日			
申請者	住所	〒 電話番号			
	ふりがな		性別	印	
	氏名		男女		
	生年月日	昭和 平成 年 月 日			
養成施設 (学校名)	名称				
	所在地	〒 電話番号			
	専攻課程	入学年月	平成	年	月
卒業見込年月		令和	年	月	

親権者または後見人

親権者(父) (または後見人)	住所	〒 電話番号			
	ふりがな		性別	印	
	氏名		男女		
	生年月日	昭和 平成 年 月 日			
親権者(母) (または後見人)	住所	〒 電話番号			
	ふりがな		性別	印	
	氏名		男女		
	生年月日	昭和 平成 年 月 日			



家族の状況（3親等以内）

ふりがな 氏名	続柄	年齢	同居 ／別居	勤務先・学校	年収額

連帯保証人（予定）

1	ふりがな	年齢	続柄	保証人になることについて
	氏名			承諾済 未
2	ふりがな	年齢	続柄	保証人になることについて
	氏名			承諾済 未

※保証人のうち、1人は申請者の父・母・親権者または後見人とする。もう1人は、独立した生計を営む公民権を有する成人者とする。

- 添付書類 ①在学証明書  
 ②健康診断書  
 ③申請者の住民票の写し  
 ④在学している養成施設の長の推薦書  
 ⑤証明写真（パスポートサイズ 3.5cm×4.5cm）

個人情報の利用目的等について、下記のことに同意の上申請していただきますようお願いいたします。

- 提出していただいた情報は、修学資金貸与に関する審査・ご本人様への諸連絡のために保有・利用させていただきます。
- 申請された方の個人情報を、漏えい・滅失またはき損から保護するために、必要かつ適切な措置を講じます。
- 申請された個人情報を、法令等に定める場合を除いて、ご本人様の同意なく第三者に提供することはありません。
- 申請された個人情報の取り扱いを、当協会以外へ委託する予定はありません。
- 申請された方は、事故に関する個人情報の利用目的の通知、および個人情報の開示を請求できます。また、当協会が保有する個人情報に誤りや変更があった場合には、訂正・追加・削除を請求することができます。さらに、個人情報の利用停止・消去・または第三者への提供停止を請求することができます。

上記に同意します。

(本人署名) \_\_\_\_\_ 印

公益財団法人 岩手県対がん協会

〒028-3609

岩手県紫波郡矢巾町医大通 2-1-6

いわて健康管理センター

(人間ドック健診施設機能評価認定施設)

〒020-0864 岩手県西仙北一丁目 17-18

TEL 019-618-0150

FAX 019-697-8833

<https://www.i-taigan.jp/>